

営業再開に向けた新型コロナウイルス感染症拡大防止のリスクマネジメント

2020 年 5 月 30 日

秋川溪谷戸倉体験研修センター

本ガイドラインは、これまで厚生労働省から発出された「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊施設療養のための宿泊施設確保業務マニュアル」、先日政府から改正された「新型コロナウイルス感染症に対する基本的対処方針」及び日本ホテル協会・日本旅館協会等が取り組む新型コロナウイルス感染症の予防対策を参考に取りまとめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向け、以下のとおり積極的な取り組みを実施します。

1. 本ガイドラインの要所

お客様がセンターに到着し、お帰りになるまで、お客様の動線やスタッフの動線を考慮し、接触感染と飛沫感染のリスクを洗い出し、センターとしてリスクを抜き出し、それについての対策・対応を図ります。その上で、お客様とスタッフの感染リスクを低減させるための具体的な感染予防策について示します。

2. 感染防止に向けた具体的な対策

基本的な感染のリスクが高いと考えられている3密である「密集・密閉・密接」を避けることが最も重要であると考え、主な感染経路である「接触感染」、「飛沫感染」に分け、お客様とスタッフの動線や接触場所でのリスクを洗い出し、そのリスクに対応した取り組みが必要となります。

(1) 感染リスクの洗い出し

1) 接触感染のリスク

①多様な人が高頻度に接触する物品の表面を注意する。

各種カウンター、アンケート関係、パンフレットカウンター、飲食関係テーブル・椅子、共用食器類、共用部分のトイレ（ドアノブ、便座、トイレトペーパー）
水道蛇口、手すり、エレベーター、自動販売機等、設置雑誌類

②一定の人が客室内の備品等で接触する部位を注意する。

ドアノブ、空調リモコン、電気スイッチ、内線電話、金庫、2段ベッド手すり、布団等
共用部分のトイレ（ドアノブ、便座、トイレトペーパー）等

③客室からの出されたゴミの取り扱いに注意する。

使用済みのティッシュ、生理用品、食べ残しのもの等

④お客様とスタッフの間での受付時等のやりとりで注意する。

ファイリングケース、ルームキー、お預け物、現金精算時の方法

2) 飛沫感染のリスク

- ①お客さまとスタッフの至近距離での打ち合わせ
- ②飲食の提供方法（マスクの徹底）
- ③スタッフ同士の会話

(2) 具体的な対策

1) 換気・開放の徹底

センター内（通路、客室、食堂、各利用場所）の換気については、外気に触れる窓やドアがある場合、スタッフが定期的に空気の入替えを行い、こまめに換気するよう努める。

2) 接触感染の予防

多様の人が接触機会の多い物品の表面の消毒やお客様が器具に接触する手指消毒を行うことが有効。センターでも、消毒液を各場所に設置し、お客様に入場の際、または、各研修室が使用される場合に、手洗いやアルコール消毒をしていただくようご案内します。共用部分の洗面所等には関係省庁が発行するポスターや案内を設置します。

また、スタッフは手洗い、うがい及び手指の消毒に心掛け、マスクや手袋の着用を徹底します。

例) 速乾性手指消毒液（アルコール濃度 70%）が有効

①センター入口・事務所周辺の消毒

カウンター、チェックイン時の筆記用具、共用部分のトイレ（ドアノブ、水栓レバー、手洗い場、サンダル）、下駄箱のサンダル、階段手すり、各種ボタン

②客室内の備品類の消毒と取り扱い

ドアノブ、空調リモコン、電灯、金庫、各種スイッチ、共用蛇口、ドライヤー、ゴミ箱
ゴミ類はこれまで同様にビニール袋のまま密封して処理

③食堂内の備品等の消毒

ドアノブ、テーブル、イス、幼児イス、各種調味料（設置しない）、下膳場所 ピッチャー、ポット類等

④各研修室の備品等の消毒

各入口ドアノブ、会議用テーブル、イス、PC 及びプロジェクター関係 PA 機器及びマイク等

③の食事及び④の研修等でお客様が使用するピッチャーやお茶ポット等を用意している場合は衛生管理を徹底し、感染のリスクが高いところを常に意識します。

3) 飛沫感染の予防

お客様とスタッフが対面して行うことはサービスの基本のひとつですが、新型コロナウイルスの飛沫感染を予防する講じ策として人との間隔をあけ、マスクを着用いたします。

- ①センター到着時に到着されるお客様のお出迎えやお見送りには、一定の距離をとります。
- ②チェックイン及びチェックアウトでは、これまでと同様にその団体等の責任者のみで対応いただくようお願いさせていただきます。
- ③精算等については、飛沫感染のリスクを下げるために、お客様との間に透明シートを張ってある場所で行うよう心掛けます。
- ④食堂利用の場合、食飲室、旧校長室等で人数を分散し、お客様同士の一定の配置をします。
- ⑤食事及び研修等において、飲食を提供する場合、利用前にお客様に手洗いと手指の消毒を徹底いただくとともに、入場する際にマスクの着用をお願いすること、また、発熱、咳などの風邪のような症状により体調がすぐれない方への利用はお断りすることを、事前に告知し、徹底します。また、食堂内に設置してあるものについては、管理徹底します。
- ⑥エレベーターの利用については、エレベーター内が密集しないよう、お客様に注意を促す掲示などを行いますが、当面使用禁止とさせていただきます。
- ⑦喫煙場所がある場合は、一定の時間に喫煙者が多くなるため、分散個所を設けます。

4) 感染拡大予防に向けた宿泊者様への対応

- ①宿泊者様に関する情報シート(別途参照)を事前に責任者の方をお願いさせていただきます。個々の状態をできるだけ把握させていただきます。(個人情報に注意します)
- ②チェックイン時に新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、滞在中、発熱、咳などの症状が生じた場合、直ちにセンター責任者まで申し出ていただきます。また、客室内にもご案内を掲示しますのでご確認願います。
- ③「手洗い」及び「うがい」を敢行いただくよう、感染予防関係の掲示をします。
- ④体温計等の貸し出しを求められた場合、非接触型の体温計をお貸出しします。

5) 従業員の感染予防対策(別途マニュアルあり)

新型コロナウイルス感染症からお客様同様にスタッフの健康と命を守るために、マスク着用・アルコール等消毒・手袋など感染予防対策に必要な備品の確保・補充を行うことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症に関するリスク及び対策・対応を全スタッフで情報共有し、リスクマネジメントを実施することが大切です。

- ①健康管理（手洗い、うがいの敢行）を徹底します。
- ②咳エチケット及びマスクの着用、人との距離保持を確認します。
- ③関係場所の外出時の徹底。
- ④従業員通路口にアルコール消毒液の設置、手指の消毒を行って入館します。
- ⑤就業前、就業中の手洗い、うがいの敢行、消毒の実施。
- ⑥勤務する者は朝の健康状態チェックに伴い、体温計測及び報告。
- ⑦体調がすぐれないスタッフは、直ちに責任者に連絡し、その指示に従います。
- ⑧家族等の関係者に感染者や感染が疑われる場合は、出勤を一時見合わせ、別紙のマニュアルに従い、対応します。

以 上